

平戸市農業委員会第7回総会議事録

1. 開催日時 平成27年10月27日(火) 午前9時30分から午前10時28分

2. 開催場所 平戸市役所3階大会議室

3. 出席委員(26人)

会長 33番 丸田 保

会長職務代理者 2番 須藤 豊博

委員

1番 吉福 弘実	3番 橋村弥壽夫	4番 七種 一郎	5番 松尾 正幸
6番 山村 茂巳	7番 筒井 幸吉	9番 古里 時夫	10番 岡村 勝彦
11番 松山 矢市	13番 末永 武好	14番 山下 忠平	15番 塚本 順男
17番 瀨崎 保久	18番 末吉 清彦	19番 林 憲治	20番 藤沢 和正
23番 瀨本 寿光	24番 川村 政幸	25番 横尾 秀雄	27番 松本 一郎
28番 福田 延之	29番 藤永 和之	30番 西川 靖子	31番 山本 順子

4. 欠席委員(7人)

8番 本山 勝茂	12番 川尻 修治	16番 瀧山 博	21番 阿部 榮
22番 石田 勝巳	26番 大浦 正巳	32番 宮田 克幸	

5. 議事日程

第1 開会宣言

第2 会長挨拶

第3 議事録署名委員の指名及び書記の指名

第4 会務報告

第5 議 事

報告第 9 号 農地法第4条の規定による届出について

議案第 27号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第 28号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第 29号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第 30号 非農地証明願について

議案第 31号 第7回農用地利用集積計画(案)について

第6 閉 会

6. 事務局

事務局長 川口 敬 参事兼班長 福海 富美子 係長 前川 優博 主査 浦上 裕希
主査 近藤 裕司

7. 傍聴人の数 なし
8. 公開・非公開の別 公開
9. 会議の概要

○事務局長

ただ今から平成27年度第7回総会を開会いたします。
はじめに会長からご挨拶をお願いいたします。

○会 長

本日は平成27年度第7回総会のご案内をしたところ、皆様方には大変ご多忙の中、出席いただき誠に有難うございます。

大変いい天気が続いており、今日は待望の雨と言ってもいいと思いますが、まだ、取り入れの真っ最中でございます。皆様方におかれてもいろいろと大変な時期を過ごしていることと思いますが、事故のないようにがんばっていただきたいと思っております。

いよいよ、大変な TPP 問題あるいは諸問題で、皆様方も大変苦勞されているのではないかと思います。ようやく決着の見通しがついたような報道がなされております。関係者の皆様は気を揉まれていると思いますが、国のやることですので慎重に審議をされて、農家に取ってもしっかりとした結果がでるような施策を講じていただかなければいけないと考えております。そういった中で和牛の高値が続いておりますけれども、皆さんもご存知のとおり、市共進会から県北共進会、29日には県和牛共進会が雲仙市吾妻町で開催されます。貸し切りバス等で応援に行かれる方も数名居られるようでございます。県北の牛が上位入賞を果たされますことをご祈念申し上げます。

本日は報告事項を含めて6件の議案をご提案いたしまして、ご審議いただくわけですが、最後まで、慎重審議いただきますようお願いしまして、開会の挨拶といたします。

○事務局長

本日、8番委員、12番委員、16番委員、21番委員、22番委員、26番委員、32番委員より欠席の旨、連絡がありましたので、ご報告いたします。

よって、出席委員は委員定数33名中、26名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

それでは、平戸市農業委員会総会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は会長をお願いいたします。

○議 長

それでは、これより議事に入ります。まず日程第3の議事録署名委員および会議書記の指名を行います。平戸市農業委員会総会会議規則第24条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

それでは、議事録署名委員及び書記の指名をいたします。議事録署名委員に、14番委員、17番委員にお願いします。書記には事務局職員の参事を指名いたします。以上で日程第3を終わります。

○議 長

これより平成27年10月期の会務報告と、11月期の行事予定を事務局長が行います。

○事務局長

それでは平成27年10月の会務報告と、11月の行事予定をご報告させていただきます。

議案書の1ページをお開き下さい。(10月会務報告、11月行事予定を報告)

○議 長

会務報告が終了しましたので、ここで、次回、平成27年度11月期の総会日程をあらかじめ決めたいと思います。次回総会を11月26日木曜日午前9時30分からとし、場所は平戸市役所会議室において行いたいと思いますが、よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

異議がないようですので、次回総会を11月26日木曜日午前9時30分からとし、場所は平戸市役所会議室において行うことといたします。

《 報告第9号 農地法第4条の規定による届出について 》

○議 長

報告第9号「農地法第4条の規定による届出について」を議題といたします。事務局の

提案説明を求めます。

○事務局

資料2ページをお願いします。報告第9号「農地法第4条の規定による届出について」を説明いたします。

(報告第9号1番を朗読：1件)

○議長

ただ今、事務局より報告第9号「農地法第4条の規定による届出について」の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手を願います。

(質疑なし)

○議長

質疑がないようですので質疑を終結いたします。報告第9号「農地法第4条の規定による届出について」につきましては、届出のとおり処理済みといたします。

《 議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請について 》

○議長

議案第27号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の提案説明を求めます。

○事務局

資料3ページをお願いします。議案第27号「農地法第3条の規定による許可申請について」をご説明いたします。

(議案第27号1～7番を朗読：7件)

○議長

ただ今、事務局より議案第27号「農地法第3条の規定による許可申請について」の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手を願います。

○議長

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。議案第27号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

意義がないようですので、議案第27号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、原案のとおり、決定いたしました。

《 議案第28号 農地法第4条の規定による許可申請について 》

○議 長

議案第28号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の提案説明を求めます。

○事務局

資料5ページをお願いします。議案第28号「農地法第4条の規定による許可申請について」をご説明いたします。

(議案第28号1～3番を朗読 パワーポイントを併用して説明：3件)

○議 長

ただ今、事務局より議案第28号「農地法第4条の規定による許可申請について」の説明が終わりましたので、ここで立ち会われた関係委員の補足説明をお願いします。

○委 員

1番の案件ですが、関係委員と事務局、施工業者、地権者の立会いとなりました。この農地につきましては昨年秋、農振地域除外申請が出ていたところであり、それが認められたということで、今回、農地に太陽光発電施設を設置するというお話がありました。問題は何処の地域でも太陽光発電施設を設置したことで、水問題が近隣とのトラブルの事案としてあるようです。その点についてお尋ねしましたが、近隣の人から、太陽光発電施設設置にあたっての承諾書をもらっているという話でした。

それから、表面については草などは取りますが、コンクリートを張ったりしないとお話がありました。そのため、雨水については自然と吐けていくだろうと思いますが、回りにいづらか流れる可能性があるんですが、近隣の方と話が済んでいるので問題ないだろうと話をしてきました。以上です。

○委 員

2番ですが、事務局の説明のとおり、地元委員6名と事務局で現地確認をしましたが問題ないと確認したところでございますので、よろしく願いいたします。

○委員

3番ですが、10月15日、現地調査を行いました。私の担当地域は上大垣地区が発展途上といえますか、スーパーや大型店舗が出店して、着々と建設が進んでいます。

その中で2LDKのアパート8軒分と、1軒に2台の駐車場16台分の駐車スペースをとるということです。この方は、過去に3棟ほど同じシステムでアパートを建てておられます。

一番の問題は、先程ありましたとおり排水処理の問題です。申請用地の下にハウスと田んぼがありまして、そこに流れないように地下浸透式でやると業者の話でした。この脇にも田んぼがありまして、こちらは上から下まで国道のほうへ流れるような水路は取ってあります。ということで、仮にあふれても、こちらのほうに入り込むようになっているので、問題ないのではないかと考えています。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長

ただ今、補足説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。事務局並びに地元担当委員の説明について、発言のある方は挙手願います。

○委員

太陽光発電施設設置の一般的なことで質問ですが、これまでも太陽光発電施設設置の申請がありました。今回申請の件もそうですが、取り下げ時など提出書類や添付書類など申請方法が変わってきたのでしょうか。

○事務局

提出書類の変更はありません。

○松本委員

提出書類が変わっていないのなら、買い取らないということもありえるわけですね。

○事務局

今は基本的に買い取るようになっているようです。ただ、買い取る電気量を制限することで対応しているようです。

○議長

質疑がないようですので、質疑を終結し、採決に入ります。議案第28号「農地法第4条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

異議がないようですので議案第28号「農地法第4条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付いたします。

《 議案第29号 農地法第5条の規定による許可申請について 》

○議長

議案第29号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の提案説明を求めます。

○事務局

資料6ページをお願いします。議案第29号「農地法第5条の規定による許可申請について」をご説明いたします。

(議案第29号1番を朗読 パワーポイントを併用して説明：1件)

○議長

ただ今、事務局より議案第29号「農地法第5条の規定による許可申請について」の説明が終わりましたので、ここで立ち会われた関係委員の補足説明をお願いします。

○委員

先ほど申し上げたとおり、6名の地元委員と事務局で現地を確認したとおりです。本来は段々になっている田で、下は稲作をなさっている田があるので水はどうかと思ったら、説明によると、田は現況で草を払って、ねじ式の人間の高さくらいの杭を打ってパネルを設置するというので、問題はないと確認してきたところです。よろしくをお願いします。

○議長

ただ今、補足説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。事務局並びに地元委員の説明について、発言のある方は挙手願います。

○委員

譲渡人(貸人)と譲受人(借人)について詳しく教えてください。

○事務局

譲受人(借人)の株式会社パワーマックスは、最近九州内で太陽光発電施設をたてている会社です。本所は博多にあるということですが、資本は外資系のようにです。基本的に法人の定款も提出されているので、きちんとした会社であることは間違いありません。

○委員

わかりました。遊休地解消でいいことだと思います。

○議長

他にございませんか。

○委員

申請農地は住宅地ですね。この辺も台風被害が結構あるわけですが、太陽光パネルの台風時の被災による民家被害のニュースがあります。鏡川町というところは民家も多い所であり、その対策とか話し合いはしてありますか。

○事務局

話し合いはしてきませんでした。ここは谷あいのところで、横からの風を受けることはほとんどない所です。パネルも下向きで、南側が下がっている形になりますので、太陽光パネルの裏から風が当たりませんので、よほど強い台風でない限り、太陽光パネルは飛ぶことはないだろうと判断しています。

○議長

他にございませんか。他に質疑がないようですので、質疑を終結し、採決に入ります。議案第29号「農地法第5条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

異議がないようですので議案第29号「農地法第5条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付いたします。

《 議案第30号 非農地証明願について 》

○議長

続きまして、議案第30号「非農地証明願について」を議題といたします。事務局の提案説明を求めます。

○事務局

資料7ページをお願いします。議案第30号「非農地証明願について」を説明いたします。(議案第30号1～4番を朗読、パワーポイントを併用して説明：4件)

○議長

ただ今、事務局より議案第30号「非農地証明願について」の説明が終わりましたので、ここで、立ち会われた関係委員の補足説明をお願いします。

○委員

10月15日、6名の地元委員と事務局で現地確認をしてまいりました。スライドを見てもらうとわかるように、何処も道がないということで耕作放棄したようです。道を作るには人の田あるいは畑を譲り受けて造らなくてはならないということで、耕作放棄地となったようです。現況で非農地の何者でもない判断してきました。ご審議の程よろしくお願ひいたします。

○委員

整理番号2番から4番を説明いたします。10月15日に地元委員と事務局、地権者代理人と現地確認を行いました。2番についてですが、現場写真を見ていただいたとおりで、昭和55年頃から農機具の修繕をする作業所が建てられていて、平成24年まで営業されておりました。建物の外の部分も舗装されていて、皆さんと検討しましたが、非農地として仕方ないと認めてきました。

次に3番、4番の件です。事務局の方が説明しましたとおり、建物に囲まれて機械は入れられないような農地です。所有者がそれぞれ転出してしまった後は、近所の方が裏庭や物を置くスペースとして利用していたそうです。皆さんと検討しましたが、非農地として仕方ないと認めてきました。以上、ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

○議長

ただ今、補足説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。事務局並びに地元担

当委員からの説明について、なにかご意見、ご質問ありませんか。

(質疑なし)

○議 長

質疑がないようですので、質疑を終結し、採決に入ります。議案第30号「非農地証明願いについて」は、原案のとおり、非農地として証明することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

異議がないということですので、議案第30号「非農地証明願いについて」につきましては、原案のとおり、非農地として証明することに決定いたします。

《 議案第31号 第7回農用地利用集積計画(案)について 》

○議 長

議案第31号「第7回農用地利用集積計画(案)について」を議題といたします。
事務局の提案説明を求めます。

○事務局

議案第31号「第7回農用地利用集積計画(案)について」です。議案書9ページをご覧ください。利用権設定各筆明細(貸借権)4年から6年になります。(整理番号1番を朗読：1件)

次に議案書10ページをご覧ください。利用権設定各筆明細(使用貸借権)になります。(整理番号1～2番を朗読：2件)

○議 長

ただ今、事務局より議案第31号「第7回農用地利用集積計画(案)について」について説明が終わりましたので、これより質疑を行います。何かございませんか。

○議 長

他にございませんか。質疑がないようですので、質疑を終結し、採決には入ります。議案第31号「第7回農用地利用集積計画(案)について」は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

異議がないようですので、議案第31号「第7回農用地利用集積計画(案)について」については、原案のとおり決定いたします。

○議 長

以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。ここでお謀りをいたします。本総会において議決されました各案件について、その字句、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

異議なしと認めます。よって、本総会において議決された案件の整理については、これを議長に委任する事に決しました。

○議 長

これをもちまして、平戸市農業委員会平成27年度第7回総会を閉会いたします。

— 午前10時28分 終了 —

10. 議事録の公開

公開する

11. 会議配布資料の名称

- ・資料1 農地法第3条調査書
- ・資料2 「ここが変わる!農委、農地制度」
- ・資料3 農用地利用権設定等申出書兼農用地利用計画書
同意書(貸貸借・使用貸借による権利)

議事録の作成者の職氏名

農業委員会事務局

参事兼班長 福海 富美子

議事録署名

平成 27 年 11 月 10 日

会 長 丸 田 保

14 番委員 山 下 忠平

17 番委員 濱 崎 保 久